

# 大津市立葛川中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題です。

こうしたいじめから一人でも多くの生徒を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた生徒については、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

### (1) いじめの未然防止

いじめは子どもの心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。「どこでも、誰にでも起こりうる」という視点を持ち、人間として卑怯な行為であり絶対に許されるものではないという基本的な考えのもとに、仲間づくりと人権意識の高揚の観点から、豊かな人間的な触れ合いの機会を持ち、人の願いや悩みなどを自己とのかかわりで考えられる人格の育成を図ることが重要である。

加えて、生徒の自主的・自治的な活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての生徒が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

具体的な取組（施策）	目 標
わかる授業の取組（協同的な学習の推進）	・各教科で公開授業を行う。
かけがえのない命の大切さを学ぶ道徳授業の実施	・10月に全学年で命の尊さや現実のいじめ事象を反映した資料を活用した道徳授業を実施する。
生徒会が主体となった取組	・生徒会が主体となったいじめ防止啓発ポスターを作成する。
体験学習の充実	・生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりを行うため、ふるさと体験、校外学習、修学旅行、運動会・紅葉祭・地域清掃・合同給食などの小中縦割り行事を年間計画に従い実施する。
普段の朝の会や帰りの会での適宜指導	・新聞報道等を活用し、投げ込み教材としていじめに関する情報を知らせる。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視せず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

具体的な取組（施策）	目 標
アンケート調査の実施	・各学期毎にアンケート調査を実施する。
教育相談活動の実施	・学期に1回、個別相談を行う。
校内研修会の実施	・夏季休業中にいじめ問題に関わる校内研修会を実施する。

### (3) いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討します。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努めます。

◎いじめの発見・通報を受けたときの対応は以下のア～カを手順に進めます。

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- イ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ウ 「いじめ対策委員会」の方針の下、関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡をするとともに、教育委員会に報告する。
- エ いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- オ いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、より良い成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- カ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

具体的な取組（施策）	目 標
いじめ対策会議の開催	・ 毎水曜日の朝の打ち合わせで情報交換する。
いじめ対策委員会の開催	・ 月1回及び緊急時に開催する。
被害者へのケア	・ 被害者の気持ちにより添い話を聞くと共に、必要に応じSC等の専門家と連携して支援する。
加害者への指導	・ 学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導する。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

### ①役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う

- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

## ② 構成員

(定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応等を協議)

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、担任とし、個々の事案に応じて関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加を得ます。

(拡大いじめ対策委員会：学校いじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価を協議)

拡大いじめ対策委員会の構成員は、管理職、いじめ対策担当教員等の学校教員の他、葛川自治連合会長、久多自治振興会長、PTA会長、青少年育成学区民会議長、主任児童委員の学校関係者とします。※学校協力者会議と兼ねて実施

## 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### (1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C A サイクルに基づき、毎年度見直します。

### (2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開します。

## 4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議〈児童生徒理解〉(①・②・③) 教育相談(②)	
5	家庭訪問(②)	
6	いじめ防止啓発月間(①・④) 学校協力者会議(④・拡大いじめ対策委員会) 第1回善行迷惑調査(②) 教育相談(②・③)	・児童会(生徒会)を中心にした取組の実施

7	保護者懇談会 (④) 情報モラル講演会 (①)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	・情報モラル教育に関連した研修
9	教育相談 (②)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④)	
11	教育相談 (②・③) 第2回善行迷惑調査 (②)	
12	保護者懇談会 (④)	
1	第3回善行迷惑調査 (②)	
2	教育相談 (②・③) 学校協力者会議 (④・拡大いじめ対策委員会)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動 (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

## ～実践事例より～

X中学校1年生のB子は、同級生の女子のグループから陰口を言われる、無視される、ふりで箱を隠される、ペンを折られる、ものを投げられるなどのいじめを受けていた。本人からの訴えにより継続的に個別指導したり、記名方式の実態調査などを行い、学級全体でも指導をしていた。しかし、再びいじめの事実が発覚し、保護者にも伝わった。その事実を聞いた保護者から校長や担任に指導の不十分さについて強い抗議があった。

### 1. 事例の分析と課題

(1) いじめられた生徒は心理的に非常に追いつめられた状況となる。本人の立場に立って共感的に関わり、心のケアを図ることが求められる。

(2) 担任だけで対応するのではなく、学校全体で取り組み、**組織的に対応**する必要がある。  
生活指導部会等 → いじめ対策委員会 → 臨時職員会議等

(3) この事例では、保護者との連携が不十分であったと考えられる。誠意ある対応により信頼回復を図り、協力関係を築くことが大切である。

## 2. 緊急対応及び未然防止のポイント

### (1) いじめられた生徒やその周囲の生徒からの事実確認及び保護者への対応

生育歴、家庭状況も含めて、担任が学校生活の様子を記録として残しておく必要がある。

### (2) 保護者への連絡と対応

管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任等が担任と同行するなど、複数で対応する。

(生徒)

- ・生徒の思いや願いを聞きながら、可能な限り詳細に、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

(保護者)

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- ・生徒と保護者に学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後継続して連絡を取りあう中で説明することを伝える。

### (3) 対応方針の決定及び役割分担

管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。

### (4) いじめた生徒からの事実確認及び保護者への対応

- ・5W1Hに基づき、思いこみや憶測が入らないよう正確に事実を把握する。
- ・家庭訪問等により、生徒と保護者に直接対応する。家庭訪問には、複数で対応する。
- ・行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法について共に考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決と通して生徒のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、保護者と共に解決に向けて考えていく姿勢を示す。

### (5) 学級・学校全体への指導

- ・未然防止も含めて、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。
- ・お互いが認め助け合えるような学級集団づくりをめざす。
- ・いじめ等の早期発見・解決を図るために、常日頃の学級内での触れ合いを大切にするとともに教育相談活動を充実させる。

### (6) 指導の継続

- ・担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。
- ・関係した生徒の成長についての情報を教師間で交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

## (7) 関係機関との連携

SCや相談機関との連携を図ったり、暴力や恐喝等と伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

X中学校で、実名入りの人権問題に関わる誹謗中傷の内容の書き込みが携帯のサイトにあり担任に訴えてきた。

### 1. 対応について (1)～(4)をできるだけ瞬時に同時並行に行う。

#### (1) 削除要請

- ・掲示板への悪質な書き込み行為を発見した場合は、当事者を即職員室へ連れて来る。
- ・当事者より情報を収集し、学年部会で、今後の対応方針について協議する。
- ・「送信時間」「発信機種」「文面内容」のコピーをとり、記録として残す。
- ・保護者に確認を得た上で、サイトの管理会社に削除の要請を電話連絡し、同時に学校名で開示請求をファクスで送信する。
- ・相談窓口は県警生活安全課サイバー安全対策係（522-1231内線3182）とし、掲示板の管理会社の電話番号（連絡先）をインターネットで見つける。
- ・削除要請に関わる対応教師は、生徒指導主事及び管理職とする。

《例：滋賀サイト 03-5934-2238》

- ・削除や開示請求の催促及び確認は管理職が行う。なお、催促及び確認は頻繁に行う。
- ・開示請求から開示にかかる時間を確認する。

#### (2) 保護者への対応

- ・担任、生指担当等も同席し、すぐに直接保護者と対応する。
- ・まず保護者に対して、現状を正確に知らせるとともに、問題解決のための指導方針と具体的な対応策を説明する。その後、保護者の意見を聞き、その対応策を協力して練り上げるようにする。

#### (3) 生徒への対応

- ・当事者を落ち着かせ、周囲に広まる可能性があるため別室による指導を行い、情報の収集（サイトの開き方の手順などもメモする）と学校の方針を伝える。

（学校全体への指導）

#### 情報モラルについて

携帯電話やPCの掲示板に人権問題に関わる、相手を誹謗中傷する内容の書き込みが多発しています。

相手の心を傷つけるだけでなく命に関わる大きな問題にもなりかねません。

警察より書き込んだ相手の携帯を特定し、逮捕されるケースもあります。

そのような書き込みを絶対しないよう、学級指導をお願いします。

- ・開示請求後、発信元が特定できれば、発信元の生徒への事実確認を行う。事実を認めれば、保護者を含めた謝罪の場面を設定する。
- ・今後の学校生活の様子を担任を中心に見守る。

(4) 市教委への報告

2. 未然防止について

- ①情報モラルに関わる啓発活動（道徳・技術で）を積極的に行う。
- ②保護者との連携・・・通信や懇談会等で携帯電話の使い方やマナー、その危険性について意識づけを行う。